

○大磯町小児の医療費の助成に関する条例

令和2年3月19日大磯町条例第6号

大磯町小児の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児期から心身の成長が著しい学童期、思春期を迎えた小児に対して、様々な健康増進の取組を進め、規則正しい食生活や睡眠、運動や遊びを通じた体力づくりといった生活習慣を身に付けることで、健全な心身の育成を図っていくに当たり、定期的な健康診査や感染症対策、予防接種を実施することによっても防ぐことのできない小児の疾病又は負傷に係る医療費の一部を助成することにより、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した日又は中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後において、卒業又は修了以前から継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日若しくは修了した日の属する月の末日又は当該退院の日が18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、18歳に達する日の属する月の末日とする。）までにある者をいう。

2 この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうち、いずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

5 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額）をいう。

(対象者)

第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則

で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療（前条第1項の規定による中学校を卒業した日等の属する月の末日に入院し、当該入院が同日以後継続している者（以下「入院継続者」という。）にあっては、当該入院に係る医療に限る。）に関する給付が行われるものとする。ただし、養育する小児が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている小児
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している小児
 - (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児
- （医療証の交付）

第4条 小児（入院継続者を除く。）の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第5条 町長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

（助成の方法）

第6条 小児の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が第4条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによつて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

3 入院継続者に係る医療費の助成は、町長が助成する額を対象者に支払うことにより行うものとする。

（届出義務）

第7条 対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

（損害賠償との調整）

第8条 小児に係る医療給付の原因が第三者の行為によるもので、損害賠償がなされた場合には、当該賠償額の範囲においてこの条例による助成は行わず、又は既に助成した金額を返還させることができる。

（助成費の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正の行為によつて、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させること

ができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、施行日以後に行われた医療に係る助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日に交付されている本町の小児に係る医療費の助成を受ける資格を証する書面は、第4条の規定により交付された医療証とみなす。

(大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大磯町条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「大磯町小児医療費の助成に関する要綱(平成7年大磯町告示第46号)」を「大磯町小児の医療費の助成に関する条例(令和2年大磯町条例第6号)」に改める。

別表第2中「大磯町小児医療費の助成に関する要綱」を「大磯町小児の医療費の助成に関する条例」に改める。